

612 高等試験令第七条及び第八条に関する件改正

〔『法学新報』第30巻9(345)号 大正9年9月1日〕

○高等試験令第七条及第八条に関する件 文部省は左記の通り
高等試験令に関する改正を行ひ八月七日之を公布したるか全文
左の如し

大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル
件中左ノ通り改正ス

第一条第三号中「中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トス

ル」学校ノ中ニ「大学予科」ヲ加フ

第一条第四号ノ次ニ左ノ如ク加フ

五、高等学校高等科第一学年ヲ修了シタル者又ハ高等学校

高等科第二学年以上ニ入学シタル者

六、修業年限三年ノ大学予科第二年以上ニ入学シタル者又ハ
修業年限三年ノ大学予科第二年以上ニ入学シタル者

第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大学予

科ト同等以上ト認ム

一、高等学校高等科

二、大学部

三、大学予科

四、専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入

学程度トシテ修業年限三年以上ノモノ

五、學習院高等科及元學習院高等学科

六、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公

立ノ学校但シ東京美術学校東京音樂学校及修業年限三年

ニ満タサルモノヲ除ク

七、中学卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限二

年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大臣

ノ認定ヲ受ケタルモノ

八、主トシテ普通教育ニ関スル學科目ヲ授クル私立専門學

校ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス